

広島県選挙管理委員会告示第三十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があつた。

平成二十三年四月七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定 施 設		変 更 後	
病 院	種 類	所 在 地	事 項
比治山病院	名 称	広島市南区上東雲町一三番一六号	所在地
		広島市南区上東雲町三番一号	変更後